大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要は次のとおりであり、同条第六項の規定により、これを縦覧に供する。

平成十九年二月二十三日

岡山県知事　　石　　井　　正　　弘

一　意見の対象となった届出

　　平成十八年岡山県公告第四四四号で公告された大規模小売店舗の新設

二　大規模小売店舗の名称及び所在地

　　名称　ラ・ムー津山店

　　所在地　津山市林田七一ー一ほか

三　意見の概要

　　市道Ａ〇六〇号線上への駐車場の出入口１の設置については、市道一〇〇二号線北東（志戸部）方面から右折により進入しようとする車両の停滞が、近接する消防署からの緊急車両出動時に通行の支障となるおそれがあること、また、交通事故の要因にもなりかねないことから、渋滞の影響を検証の上、位置の変更を含めて対応策を検討　していただきたい。

四　縦覧の期間及び場所

　１　縦覧の期間

　　平成十九年二月二十三日から平成十九年三月二十三日まで

　２　縦覧の場所

　　岡山県産業労働部経営支援課